



## マイナンバーカードの休日交付 事前の予約が必要です

町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れません。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■ 予約窓口 町民税務課 戸籍係

平日午前8時30分～午後5時

■ 休日交付日 3月25日(土)

■ 交付時間 午前10時～午後3時

■ 受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離した、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・個人番号カード交付通知書

(ご連絡に同封されたハガキ)

- ・写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑(ゴム印不可)
- ・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)
- ・※代理人による受け取りは本人が入院中等で来庁が困難な場合に限り限られています。詳しくは戸籍係へご相談ください。

# 確定申告

申告と納付の期限は

所得税 3月15日(水)

贈与税 3月15日(水)  
(提出は東金税務署へ)

個人事業者の消費税  
3月31日(金)  
(提出のみ町でも受け付けます)



## 農業者の方へメリット 青色申告をはじめましょう

町まちづくり課 農政係 ☎77-3917

青色申告は、自分の農業経営を客観的につかむための重要なツールです。また、税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合3月15日までに最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。収入保険制度は、品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

### 収入保険制度の主な内容

- ・農業者ごとの農産物の販売収入全体の収入減少を補てんする任意加入の制度
- ・加入対象者は、5年以上の青色申告実績がある農業者が基本。ただし、青色申告(簡易な方式を含む)実績が1年分

あれば加入可能

- ・当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合、下回った額の9割を補てん
- ・基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均(5中5)を基本に設定
- ・掛け捨ての保険方式と掛け捨てとならない積立方式の組み合わせ。積立方式は選択制
- ・保険料(50%国庫補助)は掛け捨て、積立金(75%国庫補助)は補てんがなければ持ち越し
- ・類似制度(農業共済やナラシ対策など)とは選択加入

詳細は、農林水産省ホームページまたは関東農政局千葉県拠点地方参事官室までお問い合わせください。

☎043-224-5611



## 森林の取得や伐採・開発 手続きを忘れずに！

問 まちづくり課 産業振興係 ☎77-3918

森林を取得したときや開発するとき、手続きが必要です。次の内容をご覧ください。手続きに漏れがないようお願いいたします。

### 森林の土地を取得したとき 届け出が必要です

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林(※1)の土地を新たに取得した場合に、事後の届け出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出(※2)を提出した場合には、森林の土地の所有者届け出は不要です。

### 届け出の期限について

所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出を行います。相続の場合、相続分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。

### 届出書について

届出書の様式 (<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/tetsuzuki/shoyuushatodoke.html>)からダウンロード可能)に記入の上、次の書類を添付してまちづくり課産業振興係に提出してください。

- ①その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ②その森林の土地の登記事項証明書(写しでも良い)または土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

### 違反の際の罰則について

届け出をしない、または虚偽の届け出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

※1 千葉県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態になっている場合には、届け出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

### 森林伐採およびその土地の開発には手続きが必要です

森林を伐採もしくは開発するには手続きが必要です。面積や事業内容によって手続き内容や届け出対象が変わります。内容と対象については下の表のとおりです。

現況が山林でなくとも、地域森林計画の対象となる可能性があります。産業振興係窓口にて計画図などの照合も行っていますので、現況や地目で判断せず、開発などを計画されている際は産業振興係までご連絡をお願いいたします。

【注意】ここでいう「森林」とは千葉県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届け出が必要です。

- 市街化区域…2,000㎡
- その他の都市計画区域…5,000㎡
- 都市計画区域外…10,000㎡

行為	面積	必要な手続き	提出先
開発(伐採を含む土地の形質変更)	0.3ヘクタール未満	伐採および伐採後の造林の届け出	芝山町
	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール以下	小規模林地開発行為の届け出	林業事務所
		伐採および伐採後の造林の届け出	芝山町
	1.0ヘクタール超え	林地開発行為の許可	林業事務所
	1.0ヘクタール超え	連絡調整(国または地方公共団体の実施および規則第5条の該当事業)	林業事務所
伐採および伐採後の造林の届け出		芝山町	
伐採のみ	—	伐採および伐採後の造林の届け出	芝山町

登記上の地目、現況によらず指定のある土地の形質変化を伴う行為を行う際は申請が必要になりますのでご注意ください。